

(仮称)函館市美容師法施行条例の制定について

1 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、美容師法および美容師法施行令が改正されたことに伴い、これまで北海道が定めていた美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合ならびに美容の業および美容所に係る衛生措置基準について、本市の条例で定めようとするものです。

2 条例で制定する内容

条例の制定にあたっては、現行の基準である北海道条例および運用実績を検討した結果、北海道条例と異なる基準を規定するほどの地域的な特殊性が認められないことから、以下の項目について北海道条例と同じ内容を本市の条例で定めることとしました。

(1) 美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合

交通条件に恵まれない地域に居住する方や美容所に行くことが困難な方に対しては、引き続き美容所ではない場所において美容の業を行うことが妥当であると判断するため、北海道の条例と同じ基準を本市の条例で定めます。

(2) 美容の業を行う場合に講ずべき措置

利用者の健康被害防止のため、美容師の服装、手指の衛生状態保持や、客と接する器具類、薬物等の適正な取扱について、北海道の条例と同じ基準を本市の条例で定めます。

(3) 美容所について講ずべき措置

利用者の安全および美容所の衛生確保のため、待合所は、作業場と区分して設けることが必要となります。

また、事故防止のため、業務に支障を来すことのない面積を保持することや、衛生確保のための洗場を適当数設けることについて、北海道の条例と同じ基準を本市の条例で定めます。

(4) 参考資料

- ・【別添】「美容師法施行条例」(平成12年3月29日北海道条例第12号)

3 施行日

- ・平成25年4月1日を予定しています。